

令和2年田野畑村告示第74号

田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年8月20日

田野畑村長 石原 弘

記

田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、第一次産業を生業とする経営者等及び村内の生産物を活用し製品として加工製造している事業者に対し、新型コロナウイルス感染症収束後も事業を継続出来るよう支援することにより、農林水産物を消費者等へ安定して流通させるため生産及び流通に係る経費を支援することを目的とし、予算の範囲内で補助希望者に対して補助金を交付することに関し、田野畑村補助金交付規則(昭和37年規則第2号)並びに、この告示により必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象及び補助率)

第2条 この告示の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の名称、補助対象者、補助金の種類、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「事業主体」という。)は、規則第4号の規定及び本要綱の規定に基づき、補助金交付申請書(様式第1号)と事業実施明細書(様式第2号)を田野畑村長(以下「村長」という。)が別に定める期日までに、関係証拠書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第4条 村長は、前条に規定する補助事業の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金請求手続)

第5条 事業主体は、第4条の規定による補助金の交付決定及び確定後、補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第6条 事業主体が、虚偽の申請により給付を受けたことが明らかになった場合は、速やかに返還の手続きを行うものとする。

(書類の提出)

第7条 この告示に基づく書類は、村長へ1部提出するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月20日から施行し、令和2年4月1日から令和3年1月31日までに実施されたものに適用する。

別表

事業名	補助対象者	補助金の種類	給付対象経費	補助金交付対象 事業期間	補助金額	受付開始及び 申請期限
<p>田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金</p>	<p>(1) 村内在住の第一次産業従事者（農林漁家）及び同従事者3名以上で構成する団体等で出荷、販売しているもの並びに村内全域の第一次産業従事者等が</p>	<p>(1) 種子、種苗、資機材等購入支援補助金</p>	<p>(1) 4月以降に購入し、作付等のため種子、種苗等の他、資機材の購入費等 (国等の各種支援に申請しなかったもの。また修繕は除く)</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年1月31日までに実施したもの</p>	<p>① 第一次産業生業者(農林漁家) 事業費の1/2以内(上限30万円) ② 第一次産業従事者3名以上で構成する団体等 事業費の1/2以内(上限150万円) ③ 村内全域の第一次産業従事者等が組織、加入する組合等 事業費の1/2以内(上限300万円) ④ 村内で生産された農林水産物を加工製造・販売している法人等 事業費の1/2以内(上限150万円)</p>	<p>令和2年9月1日～令和3年2月26日</p>
	<p>(2) 村内で生産された農林水産物を加工製造・販売している法人 (3) 新規に栽培等事業化を目指す生産者で、村長が認めたもの (4) 上記の給付対象者で、税金、公共料金等の滞納がなく、かつ今後3年以上事業経営を継続する見込みのもの</p>	<p>(2) 出荷・流通経費支援補助金</p>	<p>(2) 4月以降に集出荷した生産品等の流通経費</p>		<p>① 第一次産業生業者 事業費の1/2以内 ② 第一次産業従事者3名以上で構成する団体等 事業費の1/3以内 ③ 村内全域の第一次産業従事者等が組織、加入する組合等 事業費の1/3以内 ④ 村内で生産された農林水産物を加工製造・販売している法人等 事業費の1/3以内</p>	

田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

田野畑村長 宛て

住所
氏名
法人名等

印 (年齢 歳)

田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金交付要綱第3条の規定に基づき補助金の交付を申請します。
なお、補助金交付決定の審査にあたり、税金の納税、公共料金等の支払い状況、住民情報等の個人情報について確認が必要な場合は、関係部署、機関に照会することについて承諾いたします。

記

1 補助金申請内容

補助金交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助金交付申請額	_____円	(1) 種子、種苗、資機材等購入補助金 _____円 (2) 出荷・流通経費支援補助金 _____円

2 補助金申請条件確認

- ① 令和元年確定申告で、第一次産業（農業・林業・漁業関係）の生産・漁獲品を出荷しており、その事業収入が、5割以上である（有・無）
※特認：新規に栽培等事業化を目指すものである（有・無）
- ② 税金、公共料金（水道、下水、公営住宅）等の未納、滞納がない（有・無）
- ③ 今後3年以上、事業継続意向である（有・無）
- ④ 国、県等へ、本件と同様の補助申請をしていない（有・無）
- ⑤ 当該補助金申請は、1回目である(補助残に対する申請ではない)（有・無）

様式第2号(第3条関係)

田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金・事業実施明細書

(1) 種子、種苗、資機材等購入支援補助金 (申請金額_____円)

(事業実施金額_____円 × 1/2 = _____円)

実施(購入等) 期日	品目名	金額 (事業実施金額)	購入先	主な対象作 目・魚種等	収穫、漁 獲(予定) 時期	備考 (請求 等資料 番号)
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
小計(件)						

※領収書、出荷記録等の証拠書類(写し)を添付すること。

(2) 出荷・流通経費支援補助金 (申請金額_____円)

(事業実施金額_____円 × 1/2(個人)又は1/3(法人) = _____円)

出荷(配送) 期日	品目等	数量(個、 kg、t)	出荷先	運送会社等	金額 (事業実施金額)	備考 (請求 等資料 番号)
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
小計(件)						

※領収書、出荷記録(配送手数料が記載されたもの)等の証拠書類(写し)を添付すること。

番 号

年 月 日

様

田野畑村長



田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金の交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で交付の申請のあった 田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金について田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 事業名 田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金

2 補助金の種類 (1) 種子、種苗、資機材等購入支援補助金 _____円

及び申請額 (2) 出荷・流通経費支援補助金 _____円

3 交付決定額 金 _____円

[内訳 (1) 種子、種苗、資機材等購入支援補助金	_____円
	(2) 出荷・流通経費支援補助金	_____円

田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金交付請求書

令和 年 月 日

田野畑村長 宛て

住所
氏名
法人名等

印

令和 年 月 日付け田産振第 号で補助金交付決定のあった田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金について、同交付要綱第 条の規定に基づき補助金の交付を請求します。

補助金交付請求額	_____円	(1) 種子、種苗、資機材等購入支援補助金 _____円
		(2) 出荷・流通経費支援補助金 _____円

補助金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫 農業協同組合・信漁連・農林中金		店・所		出張所			
	金融機関コード							
	預金・貯金の 種類		普通預金 当座預金	口座番号				
	郵便局	記号		(当座) 番号				
口座名義人	(ふりがな) 氏名							